

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書（案）及び同概要版（案）修正内容一覧

修正部分	修正内容
2.2.1 浸透水及び地下水水質調査 (2) 処分場周辺の地下水 ○ 本編 11 ページ ○ 概要版 7 ページ	<p>■ 周辺地下水は、鉛については1地点（Loc. 1b）でこれまでの変動の範囲をわずかに超過し、地下水等検査項目基準に適合しなかった。また、ダイオキシン類については、1地点（H26-2）で環境基準に適合しなかった。残りの全ての地点では、地下水等検査項目基準及び地下水環境基準に適合していた。</p>
2.3.2 地中温度及び地下水位調査 (2) 地下水位調査 ○ 本編 14 ページ ○ 概要版 19 ページ	<p>■ 廃棄物埋立区域外の地下水位は、上流側で標高 16.87～21.90m の間で変動し、H17-19 で最大 1.43m の高低差であった。また、下流側では標高 12.79～17.70m の間で変動し、H26-1a で最大 2.89m の高低差であった。</p>
2.4 環境モニタリングの評価（総括） ○ 本編 16 ページ ○ 概要版 25 ページ	<p>処分場敷地境界における硫化水素、有害物質の拡散による大気汚染は認められなかった。さらに、処分場からの放流水の放流先である公共用水域の水質調査及びバイオモニタリング試験の結果でも問題がなかったことから、処分場からの放流水による周辺環境への影響は概ねないものと考えられる。また、処分場下流側地下水（鉛以外）の水質は法令に規定される規制基準等を満たしており、場内浸透水が周辺地下水へ及ぼしている影響は極めて少ないと考えられる。</p> <p>よって、処分場から発生するガス及び処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響について、本調査期間においては概ねないものと考えられるが、処分場の環境モニタリングの各調査項目の結果から次の課題が考えられる。</p> <p>■ 処分場内（埋立区域内）の観測井戸の地中温度は、周辺の Loc. 1a と比較して前年度の同期間よりも差が縮小していることや、埋立区域内のほとんどの観測井戸では横ばいか低下傾向を示すが、一部観測井戸ではガス発生量、硫化水素濃度、メタン濃度等に変動が認められることから、廃棄物埋立区域内では、微生物による廃棄物の分解反応が継続しているものと考えられる。また、処分場内（埋立区域内）の浸透水では、鉛、1,4-ジオキサン、BOD が廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点、ほう素、ふっ素及びダイオキシン類が地下水環境基準を超える地点があることなどから、処分場内はまだ安定した状況には至っていないと考えられる。</p> <p>■ 周辺地下水（埋立区域外）では、鉛が地下水等検査項目基準を超える地点と、ダイオキシン類が環境基準を超える地点があり、ダイオキシン類についてはこれまでの変動の範囲内であったが、鉛についてはこれまでの変動の範囲をわずかに超過した。なお、処分場内の浸透水では、地下水等検査項目基準を超過している項目（鉛、1,4-ジオキサン、BOD）や、地下水環境基準を超過している項目（ほう素、ふっ素、ダイオキシン類）があり、処分場内の地下水は上流側から下流側に少しずつ流下していると考えられることを踏まえ、周辺地下水への影響について、今後も状況の変化を確認するための継続した調査が必要であると考えられる。</p> <p>このようなことから、引き続きモニタリングを継続し、処分場の状況を把握し、周辺環境への影響を考慮しながら、生活環境の保全に繋がるよう、適切な対応を図っていく必要がある。また、処分場の安定化に向け、地下水等検査項目基準を超過している鉛については、自然由来である可能性も視野に入れながら、必要なデータの集積と解析を進め、当該処分場が廃止に至るまで、適切な維持管理を継続する必要がある。</p>
	<p>■ 周辺地下水は、鉛については1地点（Loc. 1b）で、11月及び1月の調査とともに、地下水等検査項目基準に適合せず、うち、11月の調査結果については、これまでの変動の範囲をわずかに超過した。地下水等検査項目基準に適合しなかった。また、ダイオキシン類については、1地点（H26-2）で環境基準に適合しなかった。残りの全ての地点では、地下水等検査項目基準及び地下水環境基準に適合していた。</p>
	<p>■ 廃棄物埋立区域外の地下水位は、上流側で標高 16.87～21.90m の間で変動し、H17-19 で最大 1.43m の高低差であった。また、下流側では標高 12.79～17.70m の間で変動し、H26-1a で最大 2.89m の高低差であった。なお、地下水位の変動の幅がこれまでよりやや大きくなったが、令和元年東日本台風による大雨で、令和元年10月12日から10月13日にかけて下流側の観測井戸が冠水した影響によるものと考えられる。</p>
	<p>処分場敷地境界における硫化水素、有害物質の拡散による大気汚染は認められなかった。さらに、処分場からの放流水の放流先である公共用水域の水質調査及びバイオモニタリング試験の結果でも問題がなかったことから、処分場からの放流水による周辺環境への影響は概ねないものと考えられる。また、処分場下流側地下水（鉛以外）の水質は法令に規定される規制基準等を満たしており、場内浸透水が周辺地下水へ及ぼしている影響は極めて少ないと考えられる。</p> <p>よって、処分場から発生するガス及び処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響について、本調査期間においては少ない概ねないものと考えられるが、処分場の環境モニタリングの各調査項目の結果から次の課題が考えられる。</p> <p>■ 処分場内（埋立区域内）の観測井戸の地中温度は、周辺の Loc. 1a と比較して前年度の同期間よりも差が縮小していることや、埋立区域内のほとんどの観測井戸では横ばいか低下傾向を示すが、一部観測井戸ではガス発生量、硫化水素濃度、メタン濃度等に変動が認められることから、廃棄物埋立区域内では、微生物による廃棄物の分解反応が継続しているものと考えられる。また、処分場内（埋立区域内）の浸透水では、鉛、1,4-ジオキサン、BOD が廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点、ほう素、ふっ素及びダイオキシン類が地下水環境基準を超える地点があることなどから、処分場内はまだ安定した状況には至っていないと考えられる。</p> <p>■ 周辺地下水（埋立区域外）では、鉛が地下水等検査項目基準を超える地点と、ダイオキシン類が環境基準を超える地点があり、ダイオキシン類についてはこれまでの変動の範囲内であったが、鉛については処分場下流側の Loc. 1b において、11月と1月の調査で連続して超過し、うち、11月の調査においては、これまでの変動の範囲をわずかに超過した。なお、処分場内の浸透水では、地下水等検査項目基準を超過している項目（鉛、1,4-ジオキサン、BOD）や、地下水環境基準を超過している項目（ほう素、ふっ素、ダイオキシン類）があり、処分場内の地下水は上流側から下流側に少しずつ流下していると考えられることを踏まえ、周辺地下水への影響について、今後も状況の変化を確認するための継続した調査が必要であると考えられる。また、台風等の大雨により、下流側の地下水観測井戸を含む処分場の出入口付近が冠水する可能性を考慮し、適切なタイミングで周辺の水質調査等を実施し、状況を把握することが必要であると考えられる。</p> <p>このようなことから、引き続きモニタリングを継続し、処分場の状況を把握し、周辺環境への影響を考慮しながら、生活環境の保全に繋がるよう、適切な対応を図っていく必要がある。また、処分場の安定化に向け、地下水等検査項目基準を超過している鉛については、自然由来である可能性も視野に入れながら、必要なデータの集積と解析を進め、当該処分場が廃止に至るまで、適切な維持管理を継続する必要がある。</p>